

日本における令和7年度の人権啓発重点目標

『誰か』のこと じゃない。



今年も人権問題を考えていきましょう。

「人権（じんけん）」とは、「人が人として、社会の中で、自由に考え、自由に行動し、幸福に暮らせる権利（けんり）」のことです。この権利はすべての人が、生まれながらにもっている権利です。

もう少しやさしく、みなさんのまわりのことでお話しましょう。私たちは誰でもみんな、一人の人間として、命が守られ、世の中のルールに従いながら、明るく、楽しく生活を送る権利を持っているのです。そして、だれもがみんな生まれた時からずっと持っている権利です。この権利は、だれかに奪われることはありません。

しかし、たとえばあなたが今「いじめ」という大きな問題をかかえているとします。もし、いじめを受けていたらどんな気持ちになりますか。学校に来て、少しも楽しくなく、つらい生活になってしまいます。このように、心や体を傷つけ、つらい気持ちにさせる、このいじめは、人権を傷つけるとても大きな問題なのです。

そして、目を学校や家庭の外に向けると、さらにいろいろな人権に関する問題が世の中では起こっています。例をあげると次のような問題です。

- ①男女差別の問題    ②セクシャルハラスメントの問題    ③高齢者に対する問題
- ④障がい者に対する差別問題    ⑤部落差別問題    ⑥アイヌの人々に対する差別の問題
- ⑦外国人に対する問題    ⑧ヘイトスピーチの問題    ⑨インターネットによる人権侵害の問題
- ⑩性的マイノリティの人々に対する問題    ⑪拉致問題    ⑫災害にともなう人権問題 など。

学校では、当然学校生活や家庭生活など、みなさんにかかわりの深い問題を優先に考えていく機会が多くなりますが、これから世の中に出ていくことになる中学生の皆さんには、さまざまな人権問題があることを知ってもらい、少しずつでも、過ごしやすい世の中を作るために、考えてほしいと思っています。

教科書では、道徳や3年生の社会科で、人権について学習する場面がありますが、これは教科書だけで、または学校だけで学ぶものではありません。日常生活を送るあらゆる場面を通して考えていく必要があります。2、3年生の皆さんには、昨年度もいろいろな場面で人権について考えてもらいましたが、1年生の皆さんにも知ってほしいと思います。

今年度も、人権だよりを定期的に発行していく予定です。人権を守るために力を尽くしてがんばっている人や、今苦しんでいる人々のことなど、いろいろと紹介していきたいと思っています。ぜひ、他人ごとではなく、自分の問題として考えてみてください。

